

保険料が変わります！給料計算にご注意を！

今年もまた、社会保険や労働保険の保険料が変わる時期になりました。

タイミングは年度がわりです。

今回の変更は、健康保険、介護保険、雇用保険です。

厚生年金保険、労災保険は変更ありません。

なお、顧問先企業様につきましては、変更の時期に合わせて、各社員毎の社会保険料を表にしてお知らせ致します。

種類	変更月	全体の保険料率 (給与引去り率)	増減
健康保険	3月	96.6/1,000 (48.3/1,000)	引き下げ
介護保険	3月	18.2/1,000 (9.1/1,000)	引き上げ
厚生年金保険	—	183.0/1,000 (91.5/1,000)	平成29年9月から固定
雇用保険	4月	15.5/1,000[一般の事業] (6/1,000)	引き上げ
労災保険	—	業種により決まっている	変更なし

*社会保険（健康保険、介護保険）につきましては、翌月引き去りの会社様は、4月変更となります。

*協会けんぽ（石川支部）の変更ですので、健康保険組合等は異なります。

*賞与につきましても、月例同様の率にて、変更ですので、賞与時の保険料率設定も予め変更なさっておいて下さい。

*子ども・子育て拠出金率は、現状 3.6/1,000 です、変更は未定です。改めてご案内致します。
不明点・ご質問がある場合は、ご訪問時でもお電話でもお気軽にお聞き下さい。

令和5年3月吉日
社会保険労務士 山田事務所
代表 三井 敏彦
TEL 221-2114